

○那須塩原市水道事業審議会条例

平成 19 年 6 月 28 日
条例第 28 号

(設置)

第 1 条 水道事業の適正かつ円滑な経営に資するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、那須塩原市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 20 条例 43・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する事項の調査及び審議を行い、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者並びに水道事業による水道を使用する法人その他の団体の構成員及び個人のうちから市長が委嘱する。

(平 20 条例 43・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長の補佐を行い、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長の職務を行う者がいないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(平19条例34・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正)

2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(平成17年那須塩原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成19年12月26日条例第34号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。